

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法 の特例に関する法律案概要

趣 旨

- 新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者や自宅療養者には、外出自粛要請等が出されており、その期間中に選挙が実施される場合には、投票所に足を運んで投票することが事実上困難
- 現下の状況において、宿泊療養者の数（約 8,700 人）や自宅療養者の数（約 27,000 人）も相当数に上るといふ特別の事情（検疫法対象者は、約 14,000 人）



当分の間の措置として **特例郵便等投票** を創設する！

1 定義（特定患者等）

「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、次のいずれかに該当するものをいうこと。

- ① 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた者
- ② 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に收容されている者

※ 入院患者（指定病院における不在者投票により対応可能）や濃厚接触者（投票は「不要不急の外出」に当たらず投票所等での投票が可能）は、対象外

2 特例郵便等投票

- (1) 特定患者等の投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができること（＝特例郵便等投票）。
- (2) 特例郵便等投票をしようとする特定患者等は、請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれるときは、外出自粛要請等に係る書面を提示して、投票用紙等を請求すること（やむを得ず書面提示ができない場合には、選管が保健所等からの情報提供を得て確認）。

3 特定患者等の努力

特定患者等である選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこと。

4 罰 則

特例郵便等投票について、公職選挙法の投票干渉罪等の規定が適用されるよう整理すること。

※ 特例郵便等投票は、都議選以降の選挙から実施